

四半期報告書

(第44期第3四半期)

SCSK株式会社

(旧会社名 住商情報システム株式会社)

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
2 【役員の状況】	25
第4 【経理の状況】	31
1 【四半期連結財務諸表】	32
2 【その他】	45
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	46

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年2月13日

【四半期会計期間】 第44期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)

【会社名】 SCSK株式会社
(旧会社名 住商情報システム株式会社)

【英訳名】 SCSK Corporation
(旧英訳名 Sumisho Computer Systems Corporation)

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中 井 戸 信 英

【本店の所在の場所】 東京都中央区晴海1丁目8番12号

【電話番号】 03-5166-2500

【事務連絡者氏名】 経理第一部長 松 田 康 明

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区豊洲3丁目2番20号

【電話番号】 03-5166-2500

【事務連絡者氏名】 経理第一部長 松 田 康 明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注)当社(旧住商情報システム株式会社)は、平成23年10月1日を合併期日として株式会社CSKと合併し、会社名を「SCSK株式会社」、英訳名を「SCSK Corporation」に変更しております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第43期	第44期	第43期
		第3四半期 連結累計期間	第3四半期 連結累計期間	第43期
会計期間		自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高	(百万円)	93,589	124,604	132,840
経常利益	(百万円)	3,798	8,684	7,343
四半期(当期)純利益	(百万円)	2,170	21,636	3,803
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	1,697	20,847	3,432
純資産額	(百万円)	92,817	119,576	94,568
総資産額	(百万円)	117,179	280,060	121,284
1株当たり四半期(当期) 純利益	(円)	43.44	318.54	76.13
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	43.36	200.75	75.98
自己資本比率	(%)	78.9	40.8	77.6
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	6,078	10,003	7,080
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△3,397	△8,315	△4,815
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△2,198	△5,011	△2,426
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	26,588	54,147	25,892

回次		第43期	第44期
		第3四半期 連結会計期間	第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益	(円)	12.59	178.50

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第44期第3四半期連結累計期間における経営指標等の大幅な変動の要因は、平成23年10月1日付の株式会社CSKとの合併によるものであります。
4. 第43期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社は、平成23年10月1日付にて株式会社CSKと合併いたしました。これに伴い、当社グループ(当社及び当社の関係会社)の関係会社が増加しております。各事業セグメントに係る主な連結子会社は、以下のとおりであります。

(システム開発)

(株)JIEC、(株)CSK Winテクノロジー、スーパーソフトウェア(株)

(株)北海道CSK、(株)福岡CSK、(株)CSKニアショアシステムズ

(ITマネジメント)

(株)CSKシステムマネジメント、(株)CSIソリューションズ

(BPO)

(株)CSKサービスウェア、(株)ベリサーブ、(株)CSKプレッシュェンド

(プリペイドカード)

(株)クオカード

また、金融・ERPソリューションにおいて、主に楽天銀行(株)向けのシステム構築・運用を行ってまいりました楽天バンクシステム(株)(持分法適用関連会社)に関して、平成23年12月28日付にて、当社が保有する全株式を楽天銀行(株)へ売却いたしました。

この結果、平成23年12月31日現在では、当社グループは、当社、連結子会社27社及び持分法適用会社7社により構成されることとなりました。また当社グループにおける事業展開は、「流通・製造ソリューション」、「金融・ERPソリューション」、「グローバルソリューション」、「プラットフォームソリューション」、「システム開発」、「ITマネジメント」、「BPO」、「プリペイドカード」、「支社」等により行っております。

なお、第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しております。また、当第3四半期連結会計期間より、報告セグメントを追加しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等) セグメント情報」の「3. 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第3四半期連結累計期間における日本経済は、東日本大震災の影響により厳しい状況にありましたが、基調としては緩やかな回復過程にあったと考えられます。すなわち、国内需要においては、復興需要などを背景に内需関連産業の業況や個人消費等は底堅く推移いたしました。また、生産や輸出は回復基調を示しつつありました。ただし、円高の進行や海外景気の減速、加えてタイにおける自然災害の影響等により、その動きは弱いものであります。

日本経済の先行きは、復興需要に加え、財政・金融政策等による景気浮揚効果への期待感はあるものの、欧州金融危機に端を発する円高の影響あるいは海外景気の下振れ懸念等を背景に不透明な状況にあります。当面の景気動向を注意深く見守る必要があると考えております。

当業界を取り巻く環境としては、東日本大震災からの復興が進みはじめ、企業が生産活動の遅れを取り戻す動きが続く中、顧客企業のIT投資は堅調に推移いたしました。BCP(事業継続計画)・ディザスタリーカバリー(災害復旧)対策の観点から、クラウド関連サービスあるいはデータセンター利用への関心が高まり、また、製造業を中心に事業のグローバル化の動きが加速する中、システムをグローバルレベルで一元管理するITシステムニーズ等が強まりつつあります。

一方、欧州経済の減速や高止まりする円相場の影響等により、輸出関連産業を中心として、当面の業況判断及び設備投資に対して慎重な見方が広がりつつある状況です。

こうした状況下、当社は、平成23年10月1日をもって株式会社CSK(以下「CSK」という。)と合併し、商号をSCSK株式会社として新たにスタートいたしました。合併後の当第3四半期連結累計期間の売上高は、前年同期比33.1%増の124,604百万円となりました。合併による業容拡大の中、製造業並びに生保・損保業向けビジネス等が順調に推移した結果であります。営業利益は、業容拡大に伴う増益効果に加え、売上総利益率の改善等により、前年同期比60.8%増の5,790百万円となりました。また、経常利益については、投資事業組合への投資に対する運用益の計上等もあり、前年同期比128.7%増の8,684百万円となりました。四半期純利益については、合併に伴う一部資産の処分等によって生じた減損損失1,700百万円を含む特別損失の計上があったものの、合併に伴い繰越欠損金をCSKより引き継いだことによる繰延税金資産の計上等もあり、21,636百万円(前年同期は2,170百万円)となりました。

セグメントの状況は以下のとおりであります。なお、システム開発、ITマネジメント、BPO、プリペイドカードは、平成23年10月1日付のCSKとの合併に伴い新たに追加になったセグメントであり、前年実績がないことから、前年比較は行っておりません。また、売上高については、外部顧客への売上高を表示しております。

当該セグメントの内容については、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等) セグメント情報」をご参照ください。

流通・製造ソリューション

当該セグメントに含まれる通信・運輸業向け等の売上が減少したものの、製造業、流通業向け等の売上が増加したことにより、売上高は前年同期比0.1%増の25,016百万円、セグメント利益は前年同期比31.6%減の556百万円となりました。

金融・ERPソリューション

金融ソリューションにおける銀行業並びに証券業向けの、及び、ERPソリューションにおける製造業向け等の売上は増加したものの、金融ソリューションについては信販・リース業向けの、ERPソリューションについてはサービス業向けの前期大型案件の反動減等により、セグメント全体の売上高は前年同期比11.5%減の13,895百万円、セグメント損失は234百万円(前年同期はセグメント損失148百万円)となりました。

グローバルソリューション

製造業向け等の売上は増加したものの、流通業向け等の売上が減少したことにより、売上高は前年同期比13.7%減の11,176百万円、セグメント利益は前年同期比4.6%減の1,376百万円となりました。

プラットフォームソリューション

製造業及び金融業向け等の売上は増加したものの、流通業及び通信業向け等の売上の減少により、売上高は、前年同期比5.6%減の33,342百万円、セグメント利益は前年同期比5.5%減の1,897百万円となりました。

システム開発

生保・損保業、製造業及び通信業向け等の売上が順調に推移し、また、コスト削減を含む収益性の改善に努めた結果、売上高は19,559百万円、セグメント利益は1,679百万円となりました。

ITマネジメント

データセンター及びクラウド関連事業が順調に推移し、また、収益性の改善に努めた結果、売上高は7,912百万円、セグメント利益は979百万円となりました。

BPO

検証サービス及びECフルフィルメントサービスが順調に推移する一方、金融業向け売上の減少等により、売上高は7,845百万円、セグメント利益は26百万円となりました。

プリペイドカード

カード発行売上はギフト販売等において堅調に推移しましたが、カードシステムの販売売上が減少したこと等から、売上高は742百万円、セグメント利益は119百万円となりました。

その他

売上高は、前年同期比10.0%増の5,114百万円、セグメント利益は119百万円(前年同期はセグメント損失111百万円)となりました。

なお、第1四半期連結会計期間より、報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しており、当第3四半期連結累計期間の分析・比較は、変更の影響を含めております。

(2) 財政状態の分析

(資産)

前連結会計年度末に比べ158,776百万円(130.9%)増加し、280,060百万円となりました。主な増加要因は、CSKとの合併による増加156,357百万円であります。

(負債)

前連結会計年度末に比べ133,768百万円(500.7%)増加し、160,484百万円となりました。主な増加要因は、CSKとの合併による増加140,179百万円であります。

(純資産)

前連結会計年度末に比べ25,007百万円(26.4%)増加し、119,576百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ28,255百万円増加し、54,147百万円となりました。各キャッシュ・フローの増減状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、前連結会計年度末より増加した資金は10,003百万円となり、前年同四半期より3,925百万円増加しました。

主な増加要因は、税金等調整前四半期純利益6,835百万円、減価償却費3,391百万円、売上債権の減少による資金の増加5,872百万円によるものであります。主な減少要因は、仕入債務の減少による資金の減少2,854百万円、法人税等の支払額4,289百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、前連結会計年度末より減少した資金は8,315百万円となり、前年同四半期より4,918百万円減少しました。

主な増加要因は、投資事業組合出資金の払戻による収入5,412百万円であります。主な減少要因は、有形固定資産の取得1,457百万円、ソフトウェア等の無形固定資産の取得1,861百万円、投資有価証券の取得13,918百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、前連結会計年度末より減少した資金は5,011百万円となり、前年同四半期より2,812百万円減少しました。

主な減少要因は、長期借入金の返済による資金の減少2,515百万円、平成23年3月期期末配当金(1株当たり16円)803百万円及び平成24年3月期中間配当金(1株当たり16円)803百万円の支払によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は272百万円であります。

(6) 従業員数

① 連結会社の状況

当第3四半期連結累計期間において、当社グループはCSKとの合併に伴い、システム開発4,270名、ITマネジメント1,466名、BP02,290名、プリペイドカード97名、その他517名増加しております。

② 提出会社の状況

当第3四半期累計期間において、当社はCSKとの合併に伴い、システム開発2,958名、ITマネジメント1,029名、BP037名、その他517名増加しております。

(7) 生産、受注及び販売の実績

当第3四半期連結累計期間において、CSKとの合併に伴い、新たに追加になったセグメントの生産、受注及び販売の実績は次のとおりであります。

① 生産実績

セグメントの名称	生産高(百万円)
システム開発	16,149
ITマネジメント	8,096
BP0	7,741

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 金額は販売価格によっております。
3 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

② 受注実績

セグメントの名称	受注高(百万円)	受注残高(百万円)
システム開発	11,386	11,923
ITマネジメント	319	350
BP0	26	28

- (注) 1 上記の金額はソフトウェア開発の受注実績であり、情報処理等の受注実績については把握が困難なため省略しております。
2 セグメント間取引については、相殺消去しております。
3 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

③ 販売実績

セグメントの名称	販売高(百万円)
システム開発	19,559
ITマネジメント	7,912
BP0	7,845
プリペイドカード	742

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3 各報告セグメントの概要につきましては、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等) セグメント情報」をご参照ください。

(8) 主要な設備

当第3四半期連結累計期間において、CSKとの合併に伴い、主要な設備が次のとおり増加しております。

(提出会社)

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					合計
			建物 及び構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	
青山オフィス (東京都港区)	ITマネジメント システム開発 その他	生産・開発 事務所	267	217	— (—)	30	—	515
日本橋オフィス (東京都中央区)	ITマネジメント その他	生産・開発 事務所	334	66	— (—)	5	—	406
多摩センター オフィス (東京都多摩市)	その他	研修・研究 事務所	2,586	118	2,546 (28,650.00)	—	—	5,251
東京第4センター (東京都千代田区)	ITマネジメント	データ センター	2	216	— (—)	31	—	250
千葉センター (千葉県印西市)	ITマネジメント	データ センター	3,687	89	1,026 (12,941.00)	797	31	5,631
大阪第2センター (大阪市北区)	ITマネジメント	データ センター	238	77	— (—)	345	—	661
三田センター (兵庫県三田市)	ITマネジメント	データ センター	2,242	28	561 (22,641.00)	403	—	3,235

(注) 帳簿価額のうち「その他」は建設仮勘定の金額であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
A種優先株式	15,000
B種優先株式	15,000
計	200,000,000(注)

(注) 当社の発行可能種類株式総数の合計は200,030,000株ですが、当社定款では発行可能株式総数は200,000,000株と定めております。なお、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数との一致については、会社法上要求されておりません。

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	107,986,403	107,986,403	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
A種優先株式 (注)2	15,000	15,000	非上場	単元株式数は1株であります。 (注)3、4、5、6、7
B種優先株式 (注)2	15,000	15,000	非上場	単元株式数は1株であります。 (注)3、4、5、6、8
計	108,016,403	108,016,403	—	—

(注) 1 提出日現在の発行数には、平成24年2月1日からこの四半期報告書提出日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の増減、及び新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 各種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

3 各種優先株式は、当社普通株式の株価の下落により、転換価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式の数が増加します。行使価額等の修正基準及び修正頻度、行使価額等の下限、当社取締役会の決議で金銭又は普通株式を対価として当該優先株式の全部又は一部を取得することができる権利について、それぞれ(注)7、8のとおり定款で定めております。なお、割当株式数の上限についての定めはありません。

4 各種優先株式について、当該優先株式に付された各種権利の行使及び当社株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めはありません。

5 各種優先株式については、株主総会における議決権を有しておりません。なお、各種優先株式の単元株式数については、これら株式が非上場株式であること等に鑑み、定款において1株と定めております。

6 各種優先株式について、会社法第322条第2項に関する定款の定めはありません。

7 A種優先株式について定款で次のとおり定めております。

1. 優先配当金

(1) A種優先配当金

a. A種優先配当金の配当

当社は、2012年4月1日以降、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A

種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額(以下「A種優先配当金額」という。)の金銭による剰余金の配当(以下「A種優先配当」という。)を行う。ただし、当該事業年度において、第2項に従ってA種優先中間配当(第2項において定義される。)を行った場合には、当該A種優先中間配当の金額を控除した額をA種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、A種優先配当金額とA種優先中間配当の金額の合計額は100,000円(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当会社は、上記に定めるA種優先配当以外には、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b. A種優先配当金の金額

A種優先配当金額は、A種優先株式の1株当たりの払込金額(1,000,000円。ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率(以下に定義される。)を乗じて算出した額(ただし、1円未満は切り捨て)とする。

「優先配当年率」とは、A種優先配当又はA種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の日本円TIBOR(6カ月物)(以下に定義される。)+1.0%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR(6カ月物)」とは、午前11時における日本円6カ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR(6カ月物))として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(6カ月物)が公表されない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6カ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR(6カ月物))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2) 累積条項

ある事業年度において、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の金額の合計額がA種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「累積未払A種優先配当金額」という。)については、当該翌事業年度以降、その事業年度のA種優先配当及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。

(3) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金額及び累積未払A種優先配当金額(もしあれば)の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 優先中間配当金

当会社は、2012年4月1日以降、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額(1,000,000円。ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額(ただし、1円未満は切り捨て。)の金銭による剰余金の配当(以下「A種優先中間配当」という。)を行う。

3. 残余財産の分配

(1) 当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,000,000円(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、残余財産の分配時点における累積未払A種優先配当金額(もしあれば)の合計額を加えた金額を支払う。A種優先株式と同順位他の優先株式その他の証券(以下「同順位証券」という。)が単一又は複数存在し、A種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当会社の残余財産の額を超える場合には、A種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

4. 優先順位

- (1) A種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、B種優先株式と同順位とする。
- (2) A種優先株式の剰余財産の分配順位は、B種優先株式と同順位とする。

5. 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

6. 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

- (1) 当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

7. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

A種優先株主は、当社に対し、2016年3月1日以降いつでも、当社に対してA種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求（以下「金銭対価取得請求」という。）することができる。当社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下「金銭対価取得請求日」という。）における取得上限額（本7項第(2)号において定義される。）を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当社が取得すべきA種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるA種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円（ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価取得請求日における累積未払A種優先配当金額（もしあれば）の合計額、及び当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とするA種優先配当に係るA種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価取得請求日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入。）を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、(1) 当社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2) 本7項若しくは第8項又はB種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当社取締役会において決議されたA種優先株式及びB種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

(3) 金銭対価取得請求の競合

本7項に基づくA種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式及びB種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

8. 金銭を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当社は、2012年4月1日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価強制取得日」という。）の到来をもって、当社がA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得するA種優先株式は、抽選、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるA種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円（ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするA種優先配当に係るA種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価強制取得日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入。）及び当該金銭対価強制取得日における累積未払A種優先配当金額（もしあれば）の合計額を加えた金額とする。

9. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

A種優先株主は、2017年3月1日から2027年9月30日までの期間中、本9項第(3)号に定める条件で、当社がA種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得請求」という。)

(2) 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日(以下「株式対価取得請求日」という。)において、剰余授權株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、(i)A種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったA種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)のA種優先株式についてのみ、当該A種優先株主の株式対価取得請求に基づくA種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるA種優先株式以外の株式対価取得請求に係るA種優先株式については、株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたA種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るA種優先株式を当社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるA種優先株式の数を決する。

「剰余授權株式数」とは、(i)当該株式対価取得請求日における定款に定める当社の発行可能株式総数より、(ii)①当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数(自己株式を除く。)、及び②当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったA種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、当該株式対価取得請求日における下記9項第(3)号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)の総数をいう。

(3) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記9項第(1)号の株式対価取得請求に基づき当社がA種優先株式の取得と引換えにA種優先株主に対し交付すべき当社の普通株式数は、当該A種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、本号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、A種優先株式を取得すると引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

a. 当初転換価額

当初の転換価額は、当社と株式会社CSKの間で平成23年2月24日に締結された合併契約に基づく合併の効力発生日の直前に有効な株式会社CSK発行にかかるA種優先株式の転換価額の転換価額を0.24で除したことにより算出される値に相当する額(ただし、当該値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)とする。

b. 転換価額の修正

転換価額は、2018年3月1日から2027年9月30日までの期間中、毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格(以下「VWAP価格」という。)として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。)に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の300%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。ただし、下記c.に定める転換価額の調整が行われた場合には上限転換価額にも必要な調整が行われる。)を上回る場合には、上限転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の45%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。ただし、下記c.に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

c. 転換価額の調整

i. 転換価額調整式

当社は、A種優先株式の発行後、下記本号ii.に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を

生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、下記本号iii. の場合は基準日。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号ii. 又は本号iii. に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち未だ交付されていない当会社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

ii. 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 上記本号i. に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合(ただし、下記本号(ii)の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合。

調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の無償割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 上記本号i. に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は上記本号i. に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)を発行する場合。

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

iii. その他の転換価額の調整

上記本号ii. の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、当社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

(i) 合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

iv. 転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

v. 転換価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

(4) 株式対価取得請求の競合

本9項に基づくA種優先株式の株式対価取得請求日にA種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式及びB種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

10. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当社は、2027年10月1日以降の日で、当社が別途取締役会の決議で定める一定の日(以下「株式対価強制取得日」という。)に、交付する当社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授權株式数を超えない限度で、当社の普通株式を交付すると引換えに、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、A種優先株式の取得と引換えに、当該A種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の各取引日のVWA P価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWA P価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。この場合、円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額で除した数の当社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

(2) 一部強制取得

A種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

11. 除斥期間

当社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、A種優先配当及びA種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

8 B種優先株式について定款で次のとおり定めております。

1. 優先配当金

(1) B種優先配当金

a. B種優先配当金の配当

当社は、2012年4月1日以降、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、B種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額(以下「B種優先配当金額」という。)の金銭による剰余金の配当(以下「B種優先配当」という。)を行う。ただし、当該事業年度において、第2項に従ってB種優先中間配当(第2項において定義される。)を行った場合には、当該B種優先中間配当の金額を控除した額をB種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、B種優先配当金額とB種優先中間配当の金額の合計額は100,000円(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当社は、上記に定めるB種優先配当以外には、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b. B種優先配当金の金額

B種優先配当金額は、B種優先株式の1株当たりの払込金額(1,000,000円。ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役

会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率(以下に定義される。)を乗じて算出した額(ただし、1円未満は切り捨て。)とする。

「優先配当年率」とは、B種優先配当又はB種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の日本円TIBOR(6カ月物)(以下に定義される。)+1.2%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR(6カ月物)」とは、午前11時における日本円6カ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR(6カ月物))として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(6カ月物)が公表されない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6カ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR(6カ月物))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2) 累積条項

ある事業年度において、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の金額の合計額がB種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「累積未払B種優先配当金額」という。)については、当該翌事業年度以降、その事業年度のB種優先配当及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して配当する。

(3) 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金額及び累積未払B種優先配当金額(もしあれば)の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 優先中間配当金

当社は、2012年4月1日以降、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額(1,000,000円。ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額(ただし、1円未満は切り捨て。)の金銭による剰余金の配当(以下「B種優先中間配当」という。)を行う。

3. 残余財産の分配

(1) 当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,000,000円(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、残余財産の分配時点における累積未払B種優先配当金額(もしあれば)の合計額を加えた金額を支払う。B種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券(以下「同順位証券」という。)が単一又は複数存在し、B種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当社の残余財産の額を超える場合には、B種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

4. 優先順位

(1) B種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式と同順位とする。

(2) B種優先株式の残余財産の分配順位は、A種優先株式と同順位とする。

5. 議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

6. 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

(1) 当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

(2) 当社は、B種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

7. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

B種優先株主は、当社に対し、2018年3月1日以降いつでも、当社に対してB種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求(以下「金銭対価取得請求」という。)することができる。当社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対

価取得請求日」という。)における取得上限額(本7項第(2)号において定義される。)を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、B種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当社が取得すべきB種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるB種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価取得請求日における累積未払B種優先配当金額(もしあれば)の合計額、及び当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とするB種優先配当に係るB種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該金銭対価取得請求日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入。)を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日(以下「分配可能額計算日」という。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日(同日を含まない。)までの間において、(1)当社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本7項若しくは第8項又はA種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当社取締役会において決議されたA種優先株式及びB種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

(3) 金銭対価取得請求の競合

本7項に基づくB種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式及びB種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

8. 金銭を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当社は、2012年4月1日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当社がB種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するB種優先株式は、抽選、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるB種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするB種優先配当に係るB種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該金銭対価強制取得日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入。)及び当該金銭対価強制取得日における累積未払B種優先配当金額(もしあれば)の合計額を加えた金額とする。

9. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

B種優先株主は、2019年3月1日から2029年9月30日までの期間中、本9項第(3)号に定める条件で、当社がB種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得請求」という。)

(2) 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日(以下「株式対価取得請求日」という。)において、剰余授權株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、(i)B種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったB種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)のB種優先株式についてのみ、当該B種優先株主の株式対価取得請求に基づくB種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるB種優先株式以外の株式対価取得請求に係るB種優先株式については、株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するB種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたB種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に

係るB種優先株式を当社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるB種優先株式の数を決する。

「剰余授権株式数」とは、(i)当該株式対価取得請求日における定款に定める当社の発行可能株式総数より、(ii)①当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数(自己株式を除く。)、及び②当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、B種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったB種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、当該株式対価取得請求日における下記9項第(3)号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)の総数をいう。

(3) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記9項第(1)号の株式対価取得請求に基づき当社がB種優先株式の取得と引換えにB種優先株主に対し交付すべき当社の普通株式数は、当該B種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、本号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、B種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

a. 当初転換価額

当初の転換価額は、当社と株式会社CSKの間で平成23年2月24日に締結された合併契約に基づく合併の効力発生日の直前に有効な株式会社CSK発行にかかるB種優先株式の転換価額の転換価額を0.24で除したことにより算出される値に相当する額(ただし、当該値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)とする。

b. 転換価額の修正

転換価額は、2020年3月1日から2029年9月30日までの期間中、毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格(以下「VWAP価格」という。)として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。)に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の300%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。ただし、下記c.に定める転換価額の調整が行われた場合には上限転換価額にも必要な調整が行われる。)を上回る場合には、上限転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の45%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。ただし、下記c.に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

c. 転換価額の調整

i. 転換価額調整式

当社は、B種優先株式の発行後、下記本号ii.に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、下記本号iii.の場合は基準日。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号ii.又は本号iii.に基づき交付株式数とみなされた当社の普通株式のうち未だ交付されていない当社の普通株式の株式数を加えた数と

する。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

ii. 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 上記本号 i. に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合（ただし、下記本号(ii)の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当会社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。）。

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合。

調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の無償割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 上記本号 i. に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は上記本号 i. に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）を発行する場合。

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

iii. その他の転換価額の調整

上記本号 ii. の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、当社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

(i) 合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

iv. 転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

v. 転換価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

(4) 株式対価取得請求の競合

本9項に基づくB種優先株式の株式対価取得請求日にB種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式及びB種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

10. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当社は、2029年10月1日以降の日で、当社が別途取締役会の決議で定める一定の日(以下「株式対価強制取得日」という。)に、交付する当社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授權株式数を超えない限度で、当社の普通株式を交付するのと引換えに、B種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、B種優先株式の取得と引換えに、当該B種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の各取引日のVWAP価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。この場合、円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額で除した数の当社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

(2) 一部強制取得

B種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

11. 除斥期間

当社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、B種優先配当及びB種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成23年10月1日付で当社と合併した株式会社CSKが、新株予約権付社債を発行していたため、当第3四半期会計期間末日において存在することとなった新株予約権付社債は、次のとおりです。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（CSK株式会社130%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債）

決議年月日	平成23年2月24日(注)1
新株予約権の数(個)	35,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,982,022(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり11,737(注)3、4
新株予約権の行使期間	平成23年10月1日～ 平成25年9月27日(注)5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 11,737 資本組入額 5,869
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部については、行使請求することはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	(注)3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6
新株予約権付社債の残高(百万円)	35,000

(注) 1 平成23年10月1日付で当社と合併した株式会社CSKは、平成18年7月11日付同社取締役会の決議に基づき新株予約権付社債を発行していましたが、上記の決議年月日は、当該合併に関する合併契約が当社取締役会の決議により承認された日を記載しております。

2 本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は85,2006株であります。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。

3 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の金額と同額といたします。

4 本新株予約権付社債に係る転換価額は、当初11,737円ですが、次のとおり調整されることがあります。

1. 当社は、本新株予約権付社債の発行後、2.に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下転換価額調整式という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

2. 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (1) 4. (2)に定める時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合。(ただし、2. (2)の場合、当該証券の取得と引換えに当社の普通株式が交付される証券の取得により当社の普通株式を交付する場合、当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使により当社の普通株式を交付する場合または当社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当社の普通株式を交付する場合を除く。)
- 調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- (2) 当社の普通株式の株式分割または当社の普通株式の無償割当てをする場合。
- 調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社の普通株式の無償割当てについて、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- (3) 4. (2)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)または4. (2)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合。
- 調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- (4) 2. (1)乃至(3)の場合において、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、2. (1)乃至(3)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。ただし、株式の交付については、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。

3. 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。
4. (1) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (2) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、2. (4)の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。
- この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (3) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社の普通株式を控除し、当該転換価額の調整前に2. または5. に基づき交付株式数とみなされた当社の普通株式のうち未だ交付されていない当社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社の普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
5. 2. の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、社債管理者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- (1) 株式の併合、資本金若しくは準備金の額の減少、合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)、株式交換または会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (2) その他当社の普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (3) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出

にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- 5 但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとしております。
 1. 当社普通株式に係る株主確定日（会社法第124条第1項に定める基準日をいいます。）及びその前営業日（振替機関の休業日でない日をいいます。以下同じ。）
 2. 本社債の利息が支払われる日の前営業日
 3. 振替機関が必要であると認めた日
 4. 平成25年9月27日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還期日の前銀行営業日後
 5. 当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以降
 6. 組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使の停止が必要なときは、当社が行使を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）、その他必要な事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要な事項を公告した場合における当該期間
- 6 当社が組織再編行為を行う場合の承継会社による新株予約権付社債の承継
 1. 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転（以下組織再編行為という。）をする場合（ただし、普通株式が当社の株主に交付される場合に限る。）は、本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、次の(1)乃至(5)に定める株式会社（以下承継会社等という。）の新株予約権（以下承継新株予約権という。）を交付するものとし、その内容は下記2.に定める。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となる。ただし、吸収分割又は新設分割を行う場合は、承継会社等がその効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して承継新株予約権を交付し、承継会社等が本社債に係る債務を承継する旨を吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限る。
 - (1) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。） 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - (2) 吸収分割 当社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
 - (3) 新設分割 新設分割により設立する株式会社
 - (4) 株式交換 株式交換完全親株式会社
 - (5) 株式移転 株式移転設立完全親株式会社
 2. 承継新株予約権の内容は次に定めるところによる。
 - (1) 新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。
 - (2) 承継新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
 - (3) 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法
行使請求に係る承継された社債の金額の合計額を下記(4)に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。
 - (4) 転換価額
転換価額は、組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。
 - (5) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継新株予約権の行使に際しては、承継された社債を出資するものとし、当該社債の価額は、本社債の金額と同額とする。
 - (6) 承継新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日（当社が(注)5の6.の行使を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日または当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日）から本新株予約権の行使請求期間の満了日までとする。
 - (7) その他の承継新株予約権の行使の条件
承継本新株予約権の一部については、行使請求することができない。
 - (8) 承継新株予約権の取得事由
取得事由は定めない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年10月1日(注)	53,724,956	108,016,403	—	21,152	—	31,299

(注) 当社を存続会社、株式会社CSKを消滅会社とする合併に伴い、平成23年10月1日付で株式会社CSKの普通株式1株に対し当社普通株式0.24株を、株式会社CSKのA種優先株式1株に対して当社A種優先株式1株を、株式会社CSKのB種優先株式1株に対して当社B種優先株式1株を、株式会社CSKのE種優先株式1株に対して当社普通株式2,400株を割り当てたことによる増加であります。なお、資本金及び資本準備金の増減はありません。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず記載することができないため、直前の基準日(平成23年9月30日)の住商情報システム株式会社(現当社)の株主名簿に基づく記載をしております。

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,084,900 (相互保有株式) 普通株式 3,300	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 50,101,000	501,010	同上
単元未満株式(注)	普通株式 102,247	—	同上
発行済株式総数	54,291,447	—	—
総株主の議決権	—	501,010	—

(注) 単元未満株式には、当社所有の自己株式21株が含まれております。

なお、当社は、平成23年10月1日付で株式会社CSKと合併しておりますが、当該合併の効力発生時点の発行済株式の状況は以下のとおりです。

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 15,000 B種優先株式 15,000	—	優先株式の内容は、1「株式等の状況」の(1)「株式の総数等」の②「発行済株式」の注記に記載されております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等) (注)1	(自己保有株式) 普通株式 4,084,900 (相互保有株式) 普通株式 3,300	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)(注) 2、4	普通株式 102,176,200	1,021,762	同上
単元未満株式(注)3、4	普通株式 1,722,003	—	同上
発行済株式総数	108,016,403	—	—
総株主の議決権	—	1,021,762	—

(注) 1 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に当社が保有していない株式が24株あります。なお、当該株式数は「単元未満株式」欄の普通株式に含まれております。

2 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が200株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。

3 「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社所有の自己株式21株、及び証券保管振替機構名義の株式86株が含まれております。

4 平成23年10月1日現在では、当社と株式会社CSKとの合併に際して株式会社CSKの株主に対して交付しなければならない株式のうち1株未満の端数の合計数に相当する5,160株が当社端数調整口名義とされておりましたが、当該株式については便宜上、5,100株を「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式として、また、60株を「単元未満株式」の欄の普通株式として記載しております。

② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 住商情報システム株式会社(注)	東京都中央区晴海 1丁目8番12号	4,084,900	—	4,084,900	7.52
(相互保有株式) 株式会社バイオニア・ソフト	福岡県福岡市南区 清水4丁目22番16号	3,300	—	3,300	0.01
計	—	4,088,200	—	4,088,200	7.53

(注) 平成23年10月1日付で、SCSK株式会社に商号変更しております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)	就任年月日
代表取締役副社長執行役員	CSKカンパニー統括役員 開発カンパニー統括役員	中西 毅	昭和31年9月13日生	昭和54年4月 コンピューターサービス㈱入社 平成14年4月 ㈱CSKネットサービス事業本部長 平成14年6月 同社取締役 ネットサービス事業本部長 平成15年6月 同社執行役員 ネットサービス事業本部長 平成16年4月 同社常務執行役員 ITO開発本部長 平成18年4月 ㈱CSKシステムズ常務執行役員 中部グループ統括担当 平成19年4月 CSKシステムズ中部設立準備㈱代表取締役社長 平成20年4月 ㈱CSKシステムズ常務執行役員 平成21年3月 同社代表取締役社長 ㈱CSKホールディングス執行役員 CSK SYSTEMS(SHANGHAI) CO., LTD. 董事長 平成21年9月 ㈱CSKホールディングス代表取締役社長 平成22年10月 ㈱CSK代表取締役社長 社長執行役員 平成23年10月 当社代表取締役(現職) 副社長執行役員(現職) CSKカンパニー統括役員(現職) 開発カンパニー統括役員(現職)	(注) 3	1,855	平成23年10月1日
取締役専務執行役員	CSKカンパニーBPO管掌役員 ビジネスサービス事業本部長	石村 俊一	昭和25年2月13日生	昭和49年4月 野村証券㈱入社 平成8年12月 同社公開引受部長 平成10年6月 国際証券㈱執行役員 平成13年1月 ナスダックジャパン㈱(現)上席副社長 平成14年1月 CSKベンチャーキャピタル㈱(現)㈱ウィズ・パートナーズ)顧問 平成14年3月 同社代表取締役専務 平成15年5月 同社代表取締役社長 平成18年12月 ビジネスエクステンション㈱(現)㈱CSKサービスウェア)代表取締役社長 ㈱クオカード代表取締役社長 平成21年3月 ㈱CSKホールディングス執行役員 ㈱サービスウェア・コーポレーション(現)㈱CSKサービスウェア)代表取締役会長 ㈱CSKコミュニケーションズ(現)㈱CSKサービスウェア)代表取締役会長 ㈱CSKマーケティング(現)㈱CSKサービスウェア)代表取締役会長 平成21年7月 ㈱CSKサービスウェア代表取締役社長(現職) CSK SYSTEMS(DALIAN) CO., LTD. 董事長(現職) 平成21年9月 ㈱CSKシステムズ取締役 平成22年10月 ㈱CSK専務執行役員 ビジネスサービス社代表 平成23年4月 ㈱CSK専務執行役員 平成23年10月 当社取締役(現職) 専務執行役員(現職) CSKカンパニーBPO管掌役員(現職) ビジネスサービス事業本部長(現職)	(注) 3	—	平成23年10月1日

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)	就任年月日
取締役専務執行役員	CSKカンパニー営業・システム開発管掌役員 開発カンパニー開発管掌役員	鈴木 正彦	昭和29年5月25日生	昭和56年4月 平成12年6月 平成14年3月 平成14年6月 平成15年6月 平成16年10月 平成17年10月 平成19年4月 平成20年4月 平成21年9月 平成22年4月 平成22年10月 平成23年4月 平成23年10月 コンピューターサービス㈱入社 ㈱CSK取締役 ㈱ISA代表取締役会長 ㈱CSK常務取締役 同社常務執行役員 ㈱ISA代表取締役社長 ㈱CSKシステムズ常務執行役員 同社取締役副社長 ㈱CSKシステムズ中部代表取締役社長 ㈱CSKホールディングス執行役員 ㈱CSKシステムズ取締役 副社長執行役員 ㈱CSK専務執行役員 ITソリューション社代表 CSK SYSTEMS(SHANGHAI) CO., LTD. 董事長(現職) ㈱CSK専務執行役員 当社取締役(現職) 専務執行役員(現職) CSKカンパニー営業・システム開発管掌役員(現職) 開発カンパニー開発管掌役員(現職)	(注) 3	0	平成23年10月1日
取締役専務執行役員	CSKカンパニーITマネジメント管掌役員 ITマネジメント事業本部長	谷原 徹	昭和34年12月24日生	昭和57年4月 平成11年4月 平成13年4月 平成14年4月 平成15年2月 平成15年6月 平成18年4月 平成19年4月 平成19年6月 平成21年3月 平成22年10月 平成23年4月 平成23年10月 コンピューターサービス㈱入社 ㈱CSK西日本事業本部システムマネジメント事業部第一営業所長 同社西日本事業本部ネットサービス事業部第一運用部門長 同社西日本事業本部ネットサービス事業部長 同社西日本事業本部長 同社執行役員 西日本事業本部長 ㈱CSKシステムズ執行役員 西日本グループ統括担当 デジタル家電グループ統括担当 同社執行役員 ㈱CSKシステムマネジメント代表取締役社長(現職) CSKフィールドサービス㈱代表取締役社長 ㈱CSK-ITマネジメント代表取締役社長 ㈱CSKホールディングス執行役員 ㈱CSK専務執行役員 ITマネジメント社代表 ㈱CSK専務執行役員 当社取締役(現職) 専務執行役員(現職) CSKカンパニーITマネジメント管掌役員(現職) ITマネジメント事業本部長(現職)	(注) 3	1,080	平成23年10月1日

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)	就任年月日
取締役 常務執行 役員	経営企画・人事グループ(経営企画)分掌役員 経営企画・人事グループ(人事)副分掌役員 財務経理・リスク管理グループ(経理)分掌役員	熊崎 龍安	昭和33年 5月2日生	昭和56年4月 平成3年12月 平成8年4月 平成14年4月 平成16年2月 平成16年4月 平成17年2月 平成18年4月 平成19年7月 平成20年6月 平成21年1月 平成21年4月 平成21年6月 平成21年9月 平成22年3月 平成23年10月 コンピューターサービス(株)入社 CSKベンチャーキャピタル(株)出向取締役 (株)CSK参事 同社経理本部長 同社経理部長 事業経理部長 同社執行役員 経理部長 事業経理部長 同社執行役員 経理部長 同社執行役員 経理部長 内部統制推進室長 同社執行役員 経理部長 コスモ証券(株)専務取締役 (株)CSKホールディングス常務執行役員 同社常務執行役員 財務経理部長 コスモ証券(株)取締役 (株)CSKホールディングス取締役 常務執行役員 財務・経理管掌 再生本部長 (株)CSK CHINA CORPORATION代表取締役社長(現職) (株)CSKホールディングス取締役 常務執行役員 (株)CSKアドミニストレーションサービス代表取締役社長(現職) 当社取締役(現職) 常務執行役員(現職) 経営企画・人事グループ(経営企画)分掌役員(現職) 経営企画・人事グループ(人事)副分掌役員(現職) 財務経理・リスク管理グループ(経理)分掌役員(現職)	(注)3	2,117	平成23年 10月1日
取締役	—	淵上 岩雄	昭和21年 3月4日生	昭和46年2月 平成12年4月 平成13年6月 平成16年4月 平成16年6月 平成18年4月 平成18年6月 平成21年4月 平成22年6月 平成23年10月 日本電気(株)入社 同社NECソリューションズ第三システム事業本部長 同社執行役員 第三ソリューション営業事業本部長 同社執行役員常務 同社取締役兼執行役員常務 同社取締役兼執行役員専務 NECネクサソリューションズ(株)代表取締役 執行役員社長 同社顧問 (株)CSKホールディングス社外取締役 当社社外取締役(現職)	(注)3	—	平成23年 10月1日

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)	就任年月日
取締役	—	古沼 政則	昭和30年 6月8日生	昭和54年4月 平成7年6月 平成9年6月 平成11年4月 平成12年10月 平成13年6月 平成14年6月 平成15年2月 平成15年3月 平成15年4月 平成17年2月 平成17年8月 平成17年10月 平成18年4月 平成18年10月 平成19年4月 平成19年6月 平成23年10月 コンピューターサービス(株)入社 株C S K取締役 パッケージ・インテグレーション事業部長 金融システム営業部長 同社取締役 金融システム事業本部副事業本部長 金融システム事業本部金融営業部長 同社取締役 金融システム事業本部副事業本部長 同社取締役 金融システム事業本部長 同社常務取締役 金融システム事業本部長 同社専務取締役 金融システム事業本部長 同社専務取締役 グループ戦略本部担当役員 株ジェー・アイ・イー・シー(現株J I E C)取締役 日本フィッツ(株)代表取締役社長 株C S K証券サービス代表取締役社長 同社取締役 株C S Kシステムズ専務執行役員 金融システム第一事業本部長 株C S Kシステムズ常務執行役員 生損保グループ統括担当 株C S Kシステムズ常務執行役員 生損保グループ統括担当 信託グループ統括担当 株ジェー・アイ・イー・シー(現株J I E C)顧問 同社代表取締役社長(現職) 当社取締役(現職)	(注) 3	1,056	平成23年 10月1日
監査役 (常勤)	—	播磨 昭彦	昭和37年 5月24日生	昭和60年4月 昭和62年11月 平成13年6月 平成14年6月 平成18年6月 平成21年4月 平成21年9月 平成23年10月 株加ト吉(現テーブルマーク(株))入社 株C S K入社 株C S Kエレクトロニクス(現株MAGねっとホールディングス)取締役 管理本部副本部長 経理部長 株C S K監査室長 コスモ証券(株)社外監査役 株C S Kホールディングス監査室長 特定プロジェクト担当部長 同社監査役 当社社外監査役(現職)	(注) 4	—	平成23年 10月1日
監査役	—	安浪 重樹	昭和25年 5月27日生	昭和50年10月 昭和56年5月 平成元年5月 平成8年7月 平成18年11月 平成21年6月 平成23年6月 平成23年10月 アーサーヤング会計事務所入所 監査法人サンワ東京丸の内事務所(現有限責任監査法人トーマツ)入所 同法人社員 同法人代表社員 安浪公認会計士事務所代表者(現職) 株イントランス社外監査役 株C S K社外監査役 当社社外監査役(現職)	(注) 4	—	平成23年 10月1日

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)	就任年月日
監査役	—	海前 忠司	昭和25年 12月1日生	昭和47年5月 平成12年4月 平成14年4月 平成15年2月 平成17年4月 平成17年10月 平成22年4月 平成22年6月 平成23年10月 コンピューターサービス(株)入社 (株)CSK技術企画・推進本部プロフェッショナルサービスサポート部長 同社流通サービスシステム事業本部流通・サービスシステム第一事業部長 同社産業システム事業本部流通・サービスシステム第一事業部長 同社執行役員 (株)CSKシステムズ執行役員 同社顧問 (株)CSKホールディングス監査役 当社社外監査役(現職)	(注)4	1,286	平成23年 10月1日

- (注) 1 取締役洲上岩雄は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2 監査役播磨昭彦、安浪重樹、海前忠司は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3 取締役の任期は、就任の時から平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4 監査役の任期は、就任の時から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5 所有株式数が単元株式数(100株)に満たない場合は、0株と記載しております。

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役 専務執行役員	技術担当役員 技術・情報システムグループ長 技術戦略企画室長	油谷 泉	平成23年9月30日
取締役 執行役員	流通・製造ソリューション事業部門 副事業部門長 流通・サービスシステム事業部長	印南 淳	平成23年9月30日
監査役	—	栗山 幸造	平成23年9月30日

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役社長 社長執行役員	代表取締役会長兼社長 社長執行役員	中井戸 信英	平成23年10月1日
代表取締役 副社長執行役員 SCSカンパニー統括役員 プラットフォームソリューション 事業部門長	代表取締役 副社長執行役員 プラットフォームソリューション 事業部門長	露口 章	平成23年10月1日
取締役 専務執行役員 SCSカンパニー 流通・製造ソリューション事業部 門長	取締役 専務執行役員 流通・製造ソリューション事業部 門長 SCSソリューションズ株式会社 代表取締役社長	鎌田 裕彰	平成23年10月1日
取締役 常務執行役員 財務経理・リスク管理グループ(財 務・リスク管理)分掌役員 財務経理・リスク管理グループ(経 理)副分掌役員	取締役 常務執行役員 財務経理・リスク管理グループ長 (CFO)	福永 哲弥	平成23年10月1日
取締役 常務執行役員 経営企画・人事グループ(人事)分 掌役員 経営企画・人事グループ(経営企 画)副分掌役員 業務改革グループ 副分掌役員 内部監査部分掌役員	取締役 常務執行役員 経営企画・人事グループ長 社長室長 内部監査室担当役員	山崎 弘之	平成23年10月1日
取締役 常務執行役員 SCSカンパニー グローバルソリューション事業部 門長 中国総代表	取締役 常務執行役員 SCSカンパニー グローバルソリューション事業部 門長	小川 和博	平成23年12月1日

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第3項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,003	21,787
受取手形及び売掛金	29,810	※ 44,978
有価証券	10,211	1,271
商品及び製品	2,871	4,310
仕掛品	136	1,650
原材料及び貯蔵品	17	61
短期貸付金	0	17,294
預け金	9,688	33,660
その他	6,385	19,341
貸倒引当金	△3	△10,780
流動資産合計	65,122	133,576
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	14,208	24,198
土地	14,667	19,868
その他（純額）	4,003	7,257
有形固定資産合計	32,879	51,324
無形固定資産		
のれん	412	373
その他	5,874	8,435
無形固定資産合計	6,286	8,808
投資その他の資産		
投資有価証券	11,374	55,895
その他	5,759	30,801
貸倒引当金	△138	△344
投資その他の資産合計	16,995	86,351
固定資産合計	56,161	146,484
資産合計	121,284	280,060

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	10,163	※ 12,045
1年内返済予定の長期借入金	—	10,015
未払法人税等	1,859	130
賞与引当金	1,829	2,408
役員賞与引当金	45	48
工事損失引当金	28	128
カード預り金	—	58,072
その他	9,508	25,493
流動負債合計	23,435	108,343
固定負債		
新株予約権付社債	—	35,000
長期借入金	—	12,360
退職給付引当金	105	233
役員退職慰労引当金	27	53
資産除去債務	887	1,341
その他	2,259	3,152
固定負債合計	3,280	52,141
負債合計	26,715	160,484
純資産の部		
株主資本		
資本金	21,152	21,152
資本剰余金	31,299	33,155
利益剰余金	50,373	69,559
自己株式	△8,717	△8,708
株主資本合計	94,108	115,158
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	862	95
繰延ヘッジ損益	△81	△50
為替換算調整勘定	△727	△821
その他の包括利益累計額合計	52	△776
新株予約権	197	201
少数株主持分	209	4,992
純資産合計	94,568	119,576
負債純資産合計	121,284	280,060

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	※1 93,589	※1 124,604
売上原価	73,447	96,546
売上総利益	20,141	28,058
販売費及び一般管理費	16,540	22,267
営業利益	3,601	5,790
営業外収益		
受取利息	101	100
受取配当金	55	78
持分法による投資利益	76	143
投資事業組合運用益	—	2,640
カード退蔵益	—	278
その他	74	62
営業外収益合計	308	3,302
営業外費用		
支払利息	17	97
投資事業組合運用損	49	—
投資有価証券評価損	—	118
和解金	19	—
退職給付費用	—	65
その他	24	126
営業外費用合計	111	408
経常利益	3,798	8,684
特別利益		
固定資産売却益	0	3
投資有価証券売却益	508	17
関係会社株式売却益	—	101
会員権売却益	—	10
新株予約権戻入益	5	7
特別利益合計	514	141
特別損失		
固定資産除却損	67	56
固定資産売却損	3	1
減損損失	—	※2 1,700
会員権売却損	—	0
会員権評価損	—	4
投資有価証券売却損	—	4
投資有価証券評価損	—	16
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	40	—
移転関連費用	470	—
合併関連費用	—	207
特別損失合計	583	1,991

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
税金等調整前四半期純利益	3,729	6,835
法人税、住民税及び事業税	868	159
法人税等調整額	719	△14,996
法人税等合計	1,588	△14,837
少数株主損益調整前四半期純利益	2,140	21,673
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△29	36
四半期純利益	2,170	21,636

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,140	21,673
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△189	△742
繰延ヘッジ損益	△118	31
為替換算調整勘定	△129	△90
持分法適用会社に対する持分相当額	△5	△25
その他の包括利益合計	△442	△825
四半期包括利益	1,697	20,847
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,727	20,812
少数株主に係る四半期包括利益	△29	34

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	3,729	6,835
減価償却費	2,559	3,391
のれん償却額	69	67
減損損失	—	1,700
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△25	△69
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△2	16
本社移転関連費用引当金の増減額 (△は減少)	△342	—
前払年金費用の増減額 (△は増加)	208	△849
固定資産除却損	67	56
固定資産売却損益 (△は益)	3	△1
投資有価証券評価損益 (△は益)	—	135
投資有価証券売却損益 (△は益)	△508	△14
関係会社株式売却損益 (△は益)	—	△101
持分法による投資損益 (△は益)	△76	△143
株式報酬費用	50	20
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	40	—
受取利息及び受取配当金	△157	△178
投資事業組合運用損益 (△は益)	49	△2,640
売上債権の増減額 (△は増加)	3,061	5,872
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△933	147
仕入債務の増減額 (△は減少)	△2,351	△2,854
カード預り金の増減額 (△は減少)	—	1,196
役員賞与の支払額	△78	△47
その他	2,285	1,453
小計	7,650	13,993
利息及び配当金の受取額	270	323
利息の支払額	△17	△24
法人税等の支払額	△1,825	△4,289
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,078	10,003
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	—	△899
有価証券の売却及び償還による収入	—	805
有形固定資産の取得による支出	△3,411	△1,457
有形固定資産の売却による収入	1	1,604
無形固定資産の取得による支出	△1,378	△1,861
投資有価証券の取得による支出	△5	△13,918
投資有価証券の売却及び償還による収入	1,762	1,875
投資事業組合出資金の払戻による収入	—	5,412
事業譲受による支出	△5	—
事業譲受による収入	—	169
敷金及び保証金の差入による支出	△1,326	△95
敷金及び保証金の回収による収入	1,154	55
資産除去債務の履行による支出	△269	—
その他	80	△5
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,397	△8,315

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	—	△2,515
リース債務の返済による支出	△590	△846
自己株式の取得による支出	△1	△6
自己株式の売却による収入	0	3
配当金の支払額	△1,606	△1,606
少数株主への配当金の支払額	—	△40
その他	—	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,198	△5,011
現金及び現金同等物に係る換算差額	△96	△69
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	385	△3,392
現金及び現金同等物の期首残高	26,202	25,892
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	31,648
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 26,588	※ 54,147

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	
(1) 連結の範囲の重要な変更	平成23年10月1日付の株式会社CSKとの合併に伴い、新たに18社を連結子会社の範囲に含めております。
(2) 持分法適用の範囲の重要な変更	平成23年10月1日付の株式会社CSKとの合併に伴い、新たに2社を持分法の適用範囲に含めております。 また、当第3四半期連結会計期間より、当社の連結子会社である㈱ベリサーブにおいて増加した持分法適用関連会社1社を持分法の適用範囲に含めております。 なお、持分法適用関連会社でありました楽天バンクシステム㈱は当社が保有する株式をすべて売却したため、持分法の適用範囲から除外しております。
株式会社CSKとの合併による連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更は、当第3四半期連結会計期間の属する連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与えております。影響の概要につきましては、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(企業結合等関係)」に記載しております。	

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローの状況に関する事項で、企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の判断に影響を与えると認められる重要なもの】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	
第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※ 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
受取手形	—	64百万円
支払手形	—	60 〃

(四半期連結損益計算書関係)

※1 当社グループの四半期業績の特性について

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

我が国では、事業年度を4月から3月までと定めている企業が多いため、システムの導入・検収が年度の節目である9月及び3月に集中する傾向があります。このため、請負契約を除く売上高計上基準として、主として「検収基準」を採用している当社グループの業績にも季節的変動があり、売上高、利益とも第2・4四半期に集中する傾向があります。

※2 当社グループは、以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
千葉県流山市他	社員寮	建物及び構築物、土地、その他

従来、共用資産としてグルーピングしていた社員寮につき、売却予定となったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。当第3四半期連結累計期間における計上額は1,700百万円であり、その内訳は、土地1,287百万円、建物及び構築物409百万円、その他2百万円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額によっております。正味売却価額は、約定金額等により評価しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	
現金及び預金勘定	1,698百万円	現金及び預金勘定	21,787百万円
預け金勘定	24,889 "	有価証券勘定	1,271 "
現金及び現金同等物	26,588 "	預け金勘定	33,660 "
		計	56,719 "
		預入期間が3ヶ月を超える定期預金又は担保差入の定期預金	△1,400 "
		償還期間が3ヶ月を超える公社債投資信託及び国債など	△1,171 "
		現金及び現金同等物	54,147 "

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月13日 取締役会	普通株式	803	16	平成22年3月31日	平成22年6月11日	利益剰余金
平成22年10月28日 取締役会	普通株式	803	16	平成22年9月30日	平成22年12月1日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月19日 取締役会	普通株式	803	16	平成23年3月31日	平成23年6月10日	利益剰余金
平成23年10月31日 取締役会	普通株式	803	16	平成23年9月30日	平成23年12月1日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成23年10月1日付にて、株式会社CSKと合併いたしました。

この結果、当第3四半期連結会計期間において、資本剰余金が1,857百万円増加し、利益剰余金が844百万円減少し、当第3四半期連結累計期間末において、資本剰余金は33,155百万円、利益剰余金は69,559百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	流通・製造 ソリューション	金融・ERP ソリューション	グローバル ソリューション	プラット フォーム ソリューション	その他	合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
売上高								
(1) 外部顧客への 売上高	24,981	15,702	12,946	35,307	4,651	93,589	—	93,589
(2) セグメント間の 内部売上高 又は振替高	126	184	127	2,861	11	3,311	△3,311	—
計	25,108	15,886	13,074	38,169	4,662	96,901	△3,311	93,589
セグメント利益 又は損失(△)	813	△148	1,442	2,007	△111	4,004	△403	3,601

(注) 1 セグメント利益の調整額△403百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用等であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	流通・製造 ソリューション	金融・ERP ソリューション	グローバル ソリューション	プラット フォーム ソリューション	システム 開発	ITマネジメ ント	BPO	プリペイド カード
売上高								
(1) 外部顧客への 売上高	25,016	13,895	11,176	33,342	19,559	7,912	7,845	742
(2) セグメント間の 内部売上高 又は振替高	1,077	179	148	3,194	505	547	292	52
計	26,093	14,075	11,324	36,536	20,064	8,459	8,138	794
セグメント利益 又は損失(△)	556	△234	1,376	1,897	1,679	979	26	119

	その他	合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
売上高				
(1) 外部顧客への 売上高	5,114	124,604	—	124,604
(2) セグメント間の 内部売上高 又は振替高	3	6,001	△6,001	—
計	5,117	130,605	△6,001	124,604
セグメント利益 又は損失(△)	119	6,519	△729	5,790

(注) 1 セグメント利益の調整額△729百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用等であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの資産に関する情報

平成23年10月1日付にて、株式会社CSKと合併したことにより、前連結会計年度の末日と比べて、当第3四半期連結会計期間の資産の金額が著しく変動しております。概要につきましては、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(企業結合等関係)」をご参照ください。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分方法を一部変更したことに伴い、前第3四半期連結累計期間についても、変更後の区分方法により作成した報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額を表示しております。

また、平成23年10月1日付にて、株式会社CSKと合併したことにより、当第3四半期連結会計期間から「システム開発」、「ITマネジメント」、「BPO」及び「プリペイドカード」の各報告セグメントを追加しております。

なお、追加した4つのセグメントの事業内容等は以下のとおりであります。

- ・「システム開発」：コンサルティング、ソリューションサービス、システム・インテグレーションの提供を行う事業
- ・「ITマネジメント」：データセンターサービス、システム運用サービス、運用コンサルティング、IT基盤構築、インフラマネジメント、ネットワーク運用監視の提供を行う事業
- ・「BPO」：コンタクトセンターサービス、BPOサービス、検証サービス、ECフルフィルメントサービスなどの提供を行う事業
- ・「プリペイドカード」：プリペイドカードの発行・精算並びにカードシステムの開発・販売を行う事業

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)

共通支配下の取引等

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式及び結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

① 結合企業

名称	住商情報システム株式会社(現社名：SCSK株式会社) (当社)
事業の内容	情報システムの構築・運用サービスの提供及びパッケージソフトウェア・ハードウェアの販売

② 被結合企業

名称	株式会社CSK
事業の内容	BPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)事業、ITマネジメント事業、システム開発事業、プリペイドカード事業、その他の事業

(2) 企業結合日

平成23年10月1日

(3) 企業結合の法的形式及び結合後企業の名称

当社を存続会社、株式会社CSKを消滅会社とする吸収合併であり、結合後企業の名称はSCSK株式会社に商号変更しております。

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当社と株式会社CSKは、両社のサービスを統合することにより、システム開発、ITインフラ構築・マネジメント、BPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)、ITハード・ソフト販売の全てのサービスを提供することが可能となります。

さらに、住友商事株式会社をはじめとする顧客企業の世界各国におけるITシステム・ネットワークをサポートしてきた当社の知見、及びITサービス業界の独立系大手企業として培った株式会社CSKの顧客基盤を組み合わせることにより、フルラインナップのグローバルITサービスカンパニーとして業界の明日を切り拓くリーディングカンパニーへの飛躍を目指し合併いたしました。

なお、平成23年10月1日付で株式会社CSK普通株式1株に対し当社普通株式0.24株の割り当てを実施しておりますが、資本金の増加はありません。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

なお、四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被結合企業の業績の期間は、平成23年10月1日から平成23年12月31日までであり、引き継いだ資産及び負債は次のとおりであります。

資産合計	112,864百万円
負債合計	102,486百万円

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	43.44円	318.54円
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	2,170	21,636
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,170	21,636
普通株式の期中平均株式数(株)	49,958,134	67,925,257
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	43.36円	200.75円
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	12
(うち、支払利息(税額相当額控除後))	—	(12)
普通株式増加数(株)	91,485	39,919,636
(うち、新株予約権)	(91,485)	(105,202)
(うち、A種優先株式)	—	(18,416,206)
(うち、B種優先株式)	—	(18,416,206)
(うち、第1回新株予約権付社債)	—	(2,982,022)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成23年10月31日開催の取締役会において、平成23年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議し、配当を行っております。

- ① 配当金の総額 803百万円
- ② 1株当たりの金額 16円00銭
- ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成23年12月1日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 2月10日

S C S K株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 俊 哉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉 崎 友 泰 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 勝 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているS C S K株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、S C S K株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月13日
【会社名】	SCSK株式会社 (旧会社名 住商情報システム株式会社)
【英訳名】	SCSK Corporation (旧英訳名 Sumisho Computer Systems Corporation)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中 井 戸 信 英
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	東京都中央区晴海1丁目8番12号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注)当社(旧住商情報システム株式会社)は、平成23年10月1日を合併期日として株式会社CSKと合併し、会社名を「SCSK株式会社」、英訳名を「SCSK Corporation」に変更しております。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長中井戸信英は、当社の第44期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。